

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 政策等の題名：「(仮称) 杉並区産業振興基本条例」
- 政策等の案の公表の日：平成 25 年 10 月 1 日
- 意見提出期間：平成 25 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで (31 日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、8 件の意見の提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数 (A+B)	人数 (A)	団体数 (B)	項目数
文 書	5	5	0	21
F A X	2	2	0	2
電子メール	1	1	0	3
ホームページ	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	8	8	0	26

注 1) 件数：提出件数 (但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については 1 件とする)

注 2) 項目数：寄せられた個人毎の意見の総数 (例 提出件数 2 件 A 氏；2 項目、B 氏；3 項目⇒項目数；5)

- お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果 (区の考え方) や理由等について下記のとおりまとめました。

No	提出意見	提出意見を考慮した結果 (区の考え方) とその理由等
全体に係る意見		
1	審議会の議論が反映された条例案となっている。この条例の制定を契機に区内の産業を発展させていてもらいたい。	(仮称) 産業振興基本条例の施行にあたっての参考意見とさせていただきます。
2	杉並区産業振興の柱としてこのような条例を制定することに賛成である。	
3	今後は、この基本条例の理念に則った施策、活動が展開され、具体的な成果となることを期待する。	
4	商店街活性化条例を廃止することになっているが、本条例との関係はどうなっているのか。	「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」制定の経緯を踏まえ、その目的や理念などを引き継ぎ、商店街だ

		けでなく、区内産業全体の振興を目的に本条例を制定するのに合わせて、商店街活性化条例は廃止することとしています。
5	区民、行政、事業者等が自ら積極的に地域振興活動に関わることをしており、ともすると受け身になりがちな区民、事業者の責務を明確化した点を評価する。	(仮称)産業振興基本条例に基づき、事業者や産業経済団体、区民、区がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに手を携えながら、産業振興・地域振興を図っていきたいと考えます。
前文		
6	「杉並らしい産業」とあるが、もう少し具体的にイメージできる表現に工夫すべき。	前文や基本方針にある「地域ににぎわいと活力を生み出す産業」、「住環境と調和した産業」を「杉並らしい産業」と考えます。
7	前文の「地域ににぎわいと活力を生み出す」という部分は、「安全に配慮したうえで地域ににぎわいと活力を生み出す」として欲しい。 また、「より質の高い住宅都市へ」という部分は、「災害時も安全に過ごせるより質の高い住宅都市へ」として欲しい。	「より質の高い住宅都市」の趣旨には、防災や福祉、教育やまちづくりなど、区民の暮らしに関わる様々な要素が含まれるものと考えます。 なお、区では、基本構想・総合計画に基づき、災害に強く安全・安心に暮らせるまちの実現に向けて、防災まちづくりや各種防災対策に取り組んでいるところです。
基本方針		
8	基本方針に示された事項を達成するための具体的な方策についても示すべき。	区の責務として、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定めることとしています。 その計画において具体的な方策を明らかにし、事業者や区民とともに推進することにより、基本方針の実現を図ります。
9	工業に関する方向性がはっきりしていない。「騒音・公害を生むようなものではない、新しいタイプの製造業」が興るのであれば、雇用の創出につながり、経済効果も見込まれる。	住環境に配慮した製造業が発展することで、新たな雇用の創出や経済循環の促進が期待されます。 区では、新しい産業分野における創業支援や優れた技術・製品のPR活動などを行っていますが、今後も、事業者や産業経済団体と一体となって工業分野の振興を図っていく考えです。

10	ア「住環境と調和した産業振興」は、「住環境や景観、緑地の確保と調和した産業振興」として欲しい。	本条例には、農業の振興も含まれており、農地の保全は必要と考えています。また、景観や緑地の確保といった趣旨も、住環境に含めて考えています。
11	基本方針に、「生活支援拠点としての商店街づくりを進める」とあるが、施設整備は区の責務で行っていきべきである。	基本方針に掲げる商店街づくりは、区民の生活にうるおいと豊かさを与え、安全・安心に利用していただくための取組みを示すものであり、区民や地域、事業者や区が、それぞれの役割分担に応じて一体となって進めていく必要があると考えます。
12	他の事業者との連携の機会や付加価値向上のための取組を支援してもらいたい。	区の責務において、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定めることとしています。その計画において、必要な取組みを推進していきます。今後も、区内産業の良さを多くの人に知ってもらえるよう、ビジネスマッチングの推進など、交流の場の拡大を図っていきます。
13	区内産野菜の買取価格が低いために生産をやめる農業者もいる。集荷・販売の仕組みができれば需要の拡大につながる。	地産地消の推進や区内産農産物の魅力向上、ブランド化を進めるとともに、生産者の顔が見える流通システムを構築することで、消費拡大を図っていきます。
14	地産地消を推進するためには、いつ・どこで・誰が・何を作っているのか区民へ発信することが必要である。	
15	農地が減少する中、後継者の育成は大切である。農業を続けていくことができる事業が必要。農家を守ることが農地を守ることに繋がっていく。	多様な機能を有する農地を保全することは、農作物の生産だけでなく、環境や防災といった面でも、区民生活の向上に大きく貢献しています。農業の維持・継続、後継者の育成支援については、農業者や区民、事業者、区が協力しながら取り組むべきと考えます。
16	オ「農地の重要性に鑑み、その保全に努めること」は、「農業従事者と協力してその保全に努めること」として欲しい。なお、農業従事者については、「兼業もしくは専業で農業に従事するもの」と定義すること。	農地については、区民や事業者、産業経済団体、区など、全ての人々が協力しながら保全に努めていくべきものであり、農業従事者との協力関係に限定するものではないと考えます。

事業者の責務		
17	街路灯や防犯カメラなど、商店会が負担している経費に対しては、未加入者にも応分の負担を行うよう具体的に規定する方がよい。	産業経済団体への加入と同様に、商店会の経費に対する負担についても条例で義務付けることは難しいと考えます。なお、加入の有無に関わらず、各事業者が地域活動への積極的な参加と応分の負担を行うことを条例で規定しています。
18	産業団体への加入促進には区も積極的に関わり、会員数の増加を図ってもらいたい。また、加入について一定の強制力を規定できないのか。	産業経済団体への加入を条例で義務付けることは困難と考えます。会員数の増加に向けた加入促進の取組は、各団体が自主的かつ主体的に行うものであり、区も、そうした取組について、より成果が得られるよう、必要な支援を行っていきます。
19	産業協会も加入者数は減少している。区も一緒に加入促進に取組んでもらえないか。	
区の責務		
20	審議会では、産業団体加入者に対する優遇措置について議論が行われていたが、この条例を受けてどのように具体化していくのか。	他自治体の取組などを参考にしながら、今後、産業経済団体加入者に対する具体的な支援策を検討していきます。
21	効果的に産業を振興していくために、区は、国や都、産業団体と緊密に連携して、中小企業支援を行ってもらいたい。	従前の中小企業支援に加え、国や東京都、産業経済団体とこれまで以上に連携し、より実効性の高い事業を展開していきます。
22	産業団体活動を通じて地域活性化に寄与する事業者等を区が支援する旨が明記されていることは、今後の活動推進に向け有意義なことである。	地域経済の活性化に向けて意欲を持って活動する事業者等について、必要な支援を行っていく考えです。
区民の理解と協力		
23	区民の理解や協力について、具体的にどのように進めていくのか。	区内事業者や産業経済団体との連携により、区内産業の魅力を区内外に発信するとともに、区内産品の区内での消費拡大を図ることで、区内産業の振興に区民の理解と協力を得られるよう取組んでいきます。
24	区内産品の消費の推進は区民だけでなく、杉並区を訪れる全ての人を対象とすべきである。	区内産品の消費拡大は全ての人が対象と考えており、区内外で幅広く消費が進むよう、杉並の魅力向上とにぎわいの創出を含め、需要拡大の仕組みづくりについて基本方針で規定しています。

その他	
25	<p>本条例は荻窪まちづくり会議と連動し、荻窪駅南口の再開発に大きく影響する。荻窪駅南口エリアは、商業ベースでの再開発に相応しくない地域である。再開発に伴い地元商店街が犠牲を強いられることのないよう、慎重に対応してほしい。</p>
26	<p>基本構想の説明会で「まちづくりと産業振興は両輪」と聞いた。住宅都市とはいえ、区内産業は重要な役割を果たしているが、再開発とセットの産業振興政策は適当ではない。</p>

(仮称) 杉並区産業振興基本条例 (案)

杉並区では、良好な住宅都市として発展する中で、商業、工業、農業をはじめ、情報関連産業やサービス業等様々な産業が営まれてきた。

これからの杉並区を、地域ににぎわいと活力を生み出す産業と住環境とが調和した、より質の高い住宅都市へと発展させていくためには、全ての事業者、区民及び区は、相互に協力し、産業の持つ多面的な機能と魅力を高め、さらにその機能と魅力を将来に伝えていかなければならない。

そのためには、より豊かに安心して暮らせるまちづくりという観点に立って、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、商業、工業、農業といった枠組みを越えた横のつながりを意識した新たな取組や、地域の特性や事業者の意欲と多くの人々の力が生かされる取組等を進めていく必要がある。

これらの取組に向けて、産業振興における基本方針と施策の方向性を明らかにするとともに、全ての人々が手を携えて、杉並らしい産業を振興していくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

1 目的

この条例は、杉並区（以下「区」という。）における産業が区民生活や地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、産業振興（区における産業の振興をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項を定めることにより、産業振興の総合的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とすることとする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。

ア 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。

イ 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。

ウ 産業経済団体 区内に存する商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。）、商店会（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。）その他産業振興を図ることを目的とした団体として区長が認めたものいう。

3 基本方針

- (1) 産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とすることとする。
- (2) (1)に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。こととする。
 - ア 住環境と調和した産業振興を図ること。
 - イ 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤強化を図るなど、産業経済団体の活動を促進すること。
 - ウ 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。
 - エ 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。
 - オ 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。
 - カ 区民の安定的な就労を促進すること。
 - キ 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。
 - ク 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。

4 事業者等の責務

- (1)事業者及び産業経済団体（以下「事業者等」という。）は、自らが地域社会の一員としての社会的責任があるとともに、区内産業の担い手であることを自覚し、地域活動への積極的な参加と応分の負担を行うなど、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めなければならないこととする。
- (2)事業者等は、他の事業者等と相互に連携し、情報の交換及び共有を行い、事業の発展及び地域経済の活性化に努めなければならないこととする。
- (3)事業者等は、区民の利便性及び快適性の向上のための環境の整備等を通じて、地域社会に貢献するよう努めなければならないこととする。
- (4)事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇等に努めなければならないこととする。
- (5)事業者は、産業経済団体が地域経済及びまちづくりに果たす役割を理解し、産業経済団体への加入等により、産業振興の基盤強化に資するよう努めなければならないこととする。

5 区の責務

- (1) 区は、地域経済の活性化を通じて、区民生活の向上及び地域社会の発展に意欲を持って取り組む事業者等について、その目的が達成できるよう適切な支援を行うものとする。
- (2) 区は、産業経済団体に加入する事業者に対し必要な措置を講ずる等、産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を支援するものとする。
- (3) 区は、産業振興に関する施策を実施するため、国及び東京都その他の関係機関との連携を図るものとする。
- (4) 区は、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定め、必要に応じて施策及び事業の評価及び見直しを行うものとする。

6 区民の理解と協力

区民は、自らの消費行動が地域経済の活性化に寄与することを理解し、区内製品の消費を積極的に進め、産業振興に協力するよう努めるものとする。

7 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

8 施行期日

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとする。

9 その他

- (1) 杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例（平成 16 年杉並区条例第 41 号）は、廃止することとする。
- (2) この条例の施行の際、現に存する杉並区産業振興計画は、5（4）の規定により定められた産業振興に関する計画とみなすこととする。